

事 務 連 絡

平成19年1月19日

地方社会保険事務局
各都道府県 介護保険主管部 (局)
民 政 主 管 部 (局)
老人医療主管部 (局)

} 御中

厚生労働省老健局老人保健課
保険局医療課

「医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの見直し及び連携の強化
について」の訂正について

標記については、「医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの見直し及び連携の強化について」（平成18年12月25日厚生労働省老健局老人保健課長・保険局医療課長通知 老老発第1225003号・保医発第1225001号）を別紙のとおり修正するものであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係 米丸

TEL 03-5253-1111 (3949)

ページ	行	誤	正
医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの見直し及び連携の強化について(老老発 1225003 号・保医発 1225001 号)			
5 ページ	終わりから 4	入院患者又は外来患者が	入院患者が
5 ページ	終わりから 3	居宅介護支援事業所に	居宅介護支援事業所は